

市町村民税  
道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和 4 年寄附分

令和 年 月 日 <b>亀岡市長</b> 様	整理番号
住所 〒 <small>住民税が課税される住所 (寄附した年の翌年1月1日現在の住所)</small>	フリガナ
	氏名
電話番号	個人番号
	生年月日 明・大・昭 平・令

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金という。」について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄のにチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------------------	-------------------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。  
(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者  
(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
-------------------------------------	-------------------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

下記書類が確認できるようにコピーして貼り付けてください。

※重ならないように貼ってください。入りきらない書類のコピーは同封の添付書類貼付用台紙に貼ってください。

①個人番号確認書類 貼付欄	②本人確認書類 貼付欄
<ul style="list-style-type: none"><li>マイナンバーカード裏面 (個人番号のある面)</li><li>マイナンバー通知カード ※裏面に記載のある場合は、裏面コピーも添付してください。</li></ul> どちらかのコピー ※どちらもお持ちでない場合は、個人番号が記載された住民票をコピーして同封してください。	<ul style="list-style-type: none"><li>マイナンバーカード表面</li><li>運転免許証、パスポートなど 公的機関発行の本人確認書類</li></ul> 上記いずれかの顔写真付き書類のコピー

- 本申請書は、寄附をした年の **翌年1月10日(必着)まで**にご提出ください。
- 申請書を受付後、受付書を返させていただきます。
- 提出期限を過ぎた場合は、同封の寄附金受領証明書により確定申告を行ってください。

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

印字内容に誤りがないか確認し、違う場合は二重線で訂正してご使用ください。